

ライフ
ワーク LIFE おおいた

「**プラチナえるぼし**」認定
6月1日～スタート！！

第44号
2020
Jun



「えるぼし」マーク



「**プラチナえるぼし**」マーク

● 「えるぼし」認定とは…

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主を認定する制度です。令和2年6月1日から、「えるぼし」認定よりも水準の高い「**プラチナえるぼし**」認定が施行されます。女性がその個性と能力を発揮できる職場環境作りに取り組みましょう！

◆ トピックス ◆

- 各種補助金等のご案内
- 「大分県事業引継ぎ支援センター」をご利用ください
- 改正女性活躍推進法が施行されます
- 就職氷河期世代を応援してみませんか

「大分市中小企業見本市等出展事業補助金」をご活用ください！

**《大分市中小企業見本市等出展事業補助金》を活用し、
自社製品の販路拡大を図りませんか？**

対象

大分市内に事業所を有する中小企業（個人企業も含む）

補助対象経費

見本市等に出展する際にかかる費用
(交通費、宿泊費、商品運搬費、電気料、印刷物作成料、出展料（小間料）、
小間装飾費、備品借上料)

補助率

補助対象経費の1/2、上限50万円



募集期間

令和3年1月末日まで
※予算がなくなり次第受付を終了します。

見本市・展示会開催対象期間

令和3年3月末日までに実施するもの
※出展する見本市等開催初日の2か月前までの申請が必要です。

詳細については大分市創業経営支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 大分市創業経営支援課 TEL：097-537-5875

大分市障がい者職場実習促進奨励金をご活用ください！

大分市では、令和2年度から障がい者が就労するにあたり必要となる職場実習を行う事業所および障がい者に対して奨励金を交付する障がい者職場実習促進奨励金を開始しました。

内容

一般就労を希望する障がい者の職場実習を受け入れる民間事業所に対して奨励金を交付します。※職場実習を行う障がい者実習生にも奨励金を交付します。

対象

次の要件①②を全て満たす事業所

- ①大分市内の事業所であって障がい者の職場実習生を受け入れる事業所
- ②障がい者雇用に意欲があるなど、障がい者の一般就労先となることが見込まれる民間事業所

補助額

5,000円×日数（最大10日、実習生1人につき）

※他の補助金等を受ける場合は、5,000円から当該補助金等の額を差し引いた額とします。

申込方法

障害者就業・生活支援センター 大分プラザに事前相談のうえ、申込み。

詳細は大分市ホームページをご覧になるか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

障害者就業・生活支援センター 大分プラザ TEL：097-574-8668
大分市商工労政課 雇用労政担当班 TEL：097-537-5964

小規模事業者を対象とした補助制度の募集を開始しました

市内の小規模事業者の販路開拓や業務効率化の取組を支援する「大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金」の募集を5月1日から開始しています。ぜひご活用ください！

補助金名称

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金

目的

小規模事業者が行う、創意工夫を凝らした地道な販路開拓や業務効率化の取組を支援することで、企業の競争力の強化を図る。

対象

大分市内に事業所を1年以上有し、下記①②のいずれかに該当する小規模事業者（個人企業を含む）

- ① 卸売業、小売業、サービス業・・・常時使用する従業員の数 5人以下
- ② 宿泊業、娯楽業、製造業、その他・・・常時使用する従業員の数 20人以下

対象となる事業例

販路開拓の取組

- ★商品パッケージのデザイン改良
- ★ネット販売システムの導入
- ★新たな販促用チラシの作成・送付
- ★小売店の陳列レイアウト改良
- ★キャッシュレス対応機器の導入
- ★多言語表記看板・メニューの作成・設置
- etc.

業務効率化の取組

- ★労務管理システムの導入による人事、給与管理業務の効率化
- ★POSレジソフトウエアの導入による売上管理業務の効率化
- etc.

補助対象経費

機械装置等購入費、広報費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家に係る謝金、委託・外注費

補助率・上限等

補助対象経費の4/5、上限30万円

※同一年度において1事業者1回に限る。

新型コロナウイルスの影響を鑑み、今年度に限って補助率を引き上げます！

申請期間

令和2年5月1日（金）～12月28日（月）

※募集は先着順とし、予算額に達し次第受付を終了します。

※対象事業は選考委員会にて決定します。

申込み・お問い合わせ先

大分市商工労政課 商業にぎわい担当班

TEL：097-537-5959



「大分県事業引継ぎ支援センター」をご利用ください

『大分県事業引継ぎ支援センター』は、国が設置した事業承継の総合相談窓口です。当センターでは、原則無料・秘密厳守で事業承継のあらゆるご相談をお受けしています。

60歳以上の経営者の方！

事業承継は『まだ早い』と思っている社長さん、実は決して早くはありません。

事業承継には、

- ① 人の承継（経営権の承継）
 - ② 資産の承継（株式、事業用資産等）
 - ③ 知的資産の承継（経営者の信用、技術の伝承、取引先との人脈、顧客情報等）
- の3つの承継が必要であることから、5年から10年はかかると言われています。

大分県事業引継ぎ支援センターでお手伝いできること

事業承継診断

簡単なチェックシートに現状を記入していただきます（病院の問診票のイメージ）。ご記入内容から現状の把握を行い、課題の掘り起こし、対応策と一緒に考えていきます。

税理士、弁護士等専門家による支援

事業引継ぎの現場で発生する税金（株価算定）や法律（相続）など様々な問題に対し、専門家による相談を無料（回数制限有）で行います。

事業承継計画作成支援

事業承継に向けて、これから取組む内容や時期を一緒に考えていきます。安心して後継者に事業を承継するための設計図・道案内となる資料です。

事業承継補助金等活用支援

「事業承継補助金（上限額225万円）」、「事業承継税制」など、事業承継の際に活用できる制度の紹介・活用にあたっての支援を行います。

後継者がいない経営者の方には…

第三者承継支援

本センターに登録いただき、買い希望の企業とのマッチングを行います。
【成約実績：67件（令和2年2月末現在）】

0から創業するより既存の企業を承継したい方には…

後継者人材バンク

創業を目指す起業家、経営意欲のある県内へのU.I.Jターン希望者と後継者不在の会社を引き合わせ、事業引継ぎと創業を支援します。
【登録者数：83名（令和2年2月末現在）】

経営者保証解除に向けた支援

『経営者の個人保証』も事業承継をする際の大きな障害になっています。事業承継時に、金融機関等からの借入金にかかる経営者保証の解除に向けた支援を行います。

- ① 経営者保証の解除に向けた金融機関との協議の際に専門家が事業者に寄り添った支援、その後の対応をアドバイス。
- ② 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、信用保証制度の保証料の軽減を受けることもできます。

お問い合わせ先

大分県事業引継ぎ支援センター

T E L : 097-585-5010・535-7230

大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階

※大分商工会議所・野津原町商工会を通じてご相談もいただけます。

改正女性活躍推進法が施行されます！

301人以上事業主

●一般事業主行動計画の改正内容（2020年4月1日施行）

常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、**2020年4月1日以降が始期**となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要があります。

●情報公表の改正内容（2020年6月1日施行）

2020年6月以降は、**常時雇用する労働者数301人以上の事業主**は、女性の活躍に関する情報公表についても、以下の①と②の区分から、それぞれ1項目以上選択して2項目以上情報公表する必要があります。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

※項目の詳細は、厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

101人以上～300人事業主

●一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務の対象拡大（2022年4月1日施行）

一般事業主行動計画の策定・届出義務および自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から**101人以上の事業主に拡大**されます。**常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主**は、施行日までに、行動計画の策定・届出および情報公表のための準備を行ってください。

「プラチナえるぼし」認定の創設（2020年6月1日施行）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし認定」よりも水準の高い「**プラチナえるぼし**」認定を創設しました。

●えるぼし認定

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

●プラチナえるぼし認定

えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

▶認定取得のメリット

- 認定を受けた事業主は、厚生労働省が定める認定マーク「えるぼし」または「**プラチナえるぼし**」を商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。
- 認定を受けた事業主は、公共調達の加点を受けられます。
- また、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ

検索



お問い合わせ先 大分労働局 雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025

大分県からのお知らせ



大分県内企業の「シゴト」を発信!

若者のUJターンを促進するカフェ&コミュニティースペース



『dot.』(ドット)は、大分県が福岡市中央区大名に開設する学生等の若者と県内企業が気軽に交流できるUJターン支援拠点です。
施設内では、求職者向けのキャリアコンサルタントによる就労支援や、県内企業の魅力を伝えるイベントなどが開催されます。

アクセス・営業案内



| | |
|------|--|
| 営業時間 | 11:00 ~ 20:00 |
| 定休日 | 毎週月曜、お盆、年末年始 |
| 所在地 | 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名 1-15-35 大名247ビル 2F |

公式サイトは[こちら](#)

dot247 <https://dot247.jp>

設置：大分県商工観光労働部雇用労働政策課

お問い合わせ先

【dot. 管理運営者】株式会社 HAB&Co.

TEL : 097-578-9255 E-mail : info@dot247.jp

就職氷河期世代を応援してみませんか

大分労働局は、就職氷河期世代に対する就職支援を積極的に推進しており、ハローワーク大分に「正社員チャレンジコーナー（就職氷河期世代支援窓口）」を開設しています。

就職氷河期世代を対象とした求人については、年齢制限禁止の例外事由として年齢を限定した「氷河期世代に限定した求人」（35歳以上54歳以下）として求人を受理することが可能となっております。

事業主の皆さんには、就職氷河期世代の募集ならびに採用につきまして、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

「限定求人」の対象者は？

◎35歳以上54歳以下の者

(いわゆる就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなった方)



「限定求人」として求人するには、以下の求人募集要件が必要となります。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること。
- ② 経験等不問の求人であることおよび、必要とするまたは重視する免許・資格が条件として付されている免許・資格がある場合は、当該免許等が実務経験を有しないもの。
- ③ 選考方法は、「面接」のみとするよう努めること。

◎年齢を問わない求人で上記要件を満たす場合は、「氷河期世代歓迎求人」として求人受理できます。

就職氷河期世代活躍支援の際、ご利用いただける主な助成金

●求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3ヶ月）試行雇用する場合、事業主は、「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」の支給を受けることができます。

●正社員経験が無い（少ない）方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方（非正規雇用労働者である方も含む）を、正社員として雇い入れる場合、事業主は、「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給を受けることができます。

●非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合

非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練（有期実習型訓練）を実施する場合、事業主は、「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）」によって、訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。

●企業内の非正規雇用労働者を正社員に転換等させた場合

企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換等させた場合、事業主は、「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」の支給を受けることができます。

※詳細は、厚生労働省ホームページご覧ください。

事業主の方のための雇用関係助成金

検索



お問い合わせ先

限定求人に関して…ハローワーク大分 求人第1部門 TEL：097-534-8609

助成金に関して…大分労働局 大分助成金センター TEL：097-535-2100

社員の豊かで充実した生活をサポート！

福利厚生はおおいた労働者サービスセンターにおまかせください！

(一財) おおいた労働者サービスセンターは、企業等で働く皆さんを福利厚生面からサポートするため、さまざまな事業を行っています。月々わずかな掛金で社員の皆さんのが多彩なサービスを受けられますので、ぜひ加入をご検討ください！

● 事 業 内 容 ●

慶弔給付事業

結婚祝金（20,000円）、結婚記念祝金（10,000円）、勤続祝金（10,000円）などの給付

健康維持増進事業

健康診断受診助成（3,000円上限、年度1回）やインフルエンザ予防接種助成、スポーツ施設利用助成等

自己啓発事業

各種講座受講助成（3,000円、年度1回）、演劇・コンサート等のチケット購入助成

余暇活動事業

会社の親睦行事に参加したときのレクリエーション助成（1,000円、年度1回）や宿泊助成（2,000円、年度1回）等

【会費等】 1人あたり入会金 300円（初回のみ）、月会費 800円

【入会できる人】 大分市・由布市内の事業所で働く労働者と事業主
※事業所単位での一括申込みとなります。

詳細のご説明にお伺いしますので、お気軽に
お問い合わせください！

お問合わせ先 一般財団法人おおいた労働者サービスセンター

TEL：097-548-5500

大分市商工労働メールマガジン 登録企業募集中！！



大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などを
メールマガジンで随時配信しています！
企業の皆さんに役立つ情報を紹介していきますので
ぜひご登録ください！！



ご登録は
こちらから！

○お知らせ

『ワークLIFE おおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFE おおいた 2020年6月発行

大分市 商工労働観光部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-mail : rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<https://www.city.oita.jp/>